

公正取引委員会

《公正取引委員会》

表3-1 公正取引委員会の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	公正取引委員会における政策評価に関する基本計画（平成20年3月28日策定） 平成22年3月31日改正	
基本計画の主な規定内容	① 計画期間	○ 平成20年4月1日から23年3月31日までの3年間
	② 事前評価の対象等	○ 事前評価は、総合評価又は事業評価の方式で行う。 ○ 事前評価については、政策効果の把握の手法に関する研究・開発を積極的に進め、その状況を踏まえつつ順次実施に向けて取り組むものとする。 ○ 法施行令第3条第6号の規定に基づき、法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制の新設又は改廃を行う際には、事前評価を行うこととする。また、同号において事前評価の実施を義務付けられている規制以外についても、事前評価の実施に努めることとする。
	③ 事後評価の対象等	○ 事後評価は、事業評価、実績評価及び総合評価の方式により評価することとし、評価方式については、毎年度策定する実施計画において定めるものとする。
	④ 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策所管課等は、政策評価の結果を施策等の企画立案作業（予算（定員等を含む。）要求、法令等による制度の新設・改廃といった作業）における重要な情報として適時的確に活用し、当該施策等に適切に反映することとする。 ○ 政策所管課等は、各施策等についての政策評価結果を基に、官房総務課及び各局筆頭課と協議の上、国民の視点に立って政策目標がより有効に達成されるよう各施策等の在り方について、必要な見直し作業等を進め、見直し結果について公正取引委員会で審議の上、決定するものとする。 ○ 政策評価と予算・決算の連携を強化するため、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ、必要な取組を進めるものとする。
	⑤ 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 基本計画、評価結果等については、官房総務課及び各地方事務所等の窓口並びに公正取引委員会のホームページ上において、一般からの意見・要望等を受け付け、公正取引委員会の政策評価等に適切に反映させるものとする。
実施計画の名称	平成21年度公正取引委員会政策評価実施計画（平成21年3月31日策定）	
実施計画の主な規定内容	① 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：4施策等 ○ 総合評価：4施策等（成果重視事業1件を含む）
	② 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	③ その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 3-3 公正取引委員会における評価対象政策の一覧

1 事前評価

該当する政策なし

2 事後評価

(1) 所掌する政策のうち、政策評価の対象とするものについて、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 21 年度公正取引委員会政策評価実施計画」に基づき、以下の 4 施策等を対象として評価を実施し、その結果を「実績評価書」として平成 21 年 7 月 22 日に公表。

表 3-3-ア 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
施策 1 迅速かつ実効性のある法運用		
1	企業結合の審査（平成 20 年度）	引き続き推進
2	独占禁止法違反行為に対する措置（平成 20 年度）	改善・見直し
施策 2 ルールある競争社会の推進		
3	下請法違反行為に対する措置（平成 20 年度）	引き続き推進
4	景品表示法違反行為に対する措置（平成 20 年度）	その他

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表 3-4-①参照。
2 「評価結果の反映状況」欄において「その他」としている政策は、消費者庁に移管されたもの。

(2) 所掌する政策のうち、政策評価の対象とするものについて、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。

総合評価方式を用いて、「平成 21 年度公正取引委員会政策評価実施計画」に基づき、以下の 4 施策等を対象として評価を実施し、その結果を「総合評価書」として平成 21 年 7 月 22 日及び 22 年 3 月 31 日に公表。

表 3-3-イ 総合評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
施策 2 ルールある競争社会の推進		
1	不公正な取引方法の規制－知的財産の利用等に係る不公正な取引方法等の規制の取組－	引き続き推進
2	消費者取引の適正化の推進－景品表示法の周知－	その他
施策 3 競争環境の積極的な創造		
3	国際協力の推進－国際競争ネットワーク（ICN）第 7 回年次総会の主催を通じた国際協力－	改善・見直し
4	法令遵守意識の向上（成果重視事業）－企業及び発注機関における法令遵守意識等の向上－	引き続き推進

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表 3-4-②参照。
2 「評価結果の反映状況」欄において「その他」としている政策は、消費者庁に移管されたもの。

(3) 以下の1施策等は、「平成16年度公正取引委員会政策評価実施計画」に基づき、評価を実施、その結果を平成16年7月28日に公表し、「平成16年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、当該評価結果の政策への反映状況として22年度予算に反映したことから、新たに報告すべきものとして、以下のとおり掲載。

表3-3-ウ 実績評価方式により平成16年度に事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	公正かつ自由な競争のルール of 厳正な運用—平成15年度における独占禁止法に基づく審判手続—	引き続き推進

(注) 評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表3-4-③参照。

(4) 以下の6施策等は、「平成17年度公正取引委員会政策評価実施計画」、「平成18年度公正取引委員会政策評価実施計画」及び「平成19年度公正取引委員会政策評価実施計画」に基づき、評価を実施、その結果を平成17年11月17日、18年7月19日、19年7月25日及び20年3月28日に公表し、「平成17年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」、「平成18年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」及び「平成19年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、当該評価結果の政策への反映状況として22年度予算要求に反映したことから、新たに報告すべきものとして、次のとおり掲載。

表3-3-エ 総合評価方式により平成17年度、18年度及び19年度に事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	取引慣行等の実態把握・改善—ガソリン・家電製品の流通実態調査	改善・見直し
2	競争政策の普及啓発—改正独占禁止法の周知—	引き続き推進
3	中小企業を取り巻く取引の公正化—大規模小売業告示及び同告示運用基準の周知—	改善・見直し
4	競争政策の企画・立案に係る理論的・実証的基礎の強化—共同研究の実施、公開セミナー、シンポジウムの開催	引き続き推進
5	事業活動に関する相談・指導	引き続き推進
6	規制改革分野における競争環境の整備—「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」の作成・公表—	引き続き推進

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表3-4-④参照。

2 No.1は平成17年度、No.2は18年度、No.3～6は19年度に評価を実施。

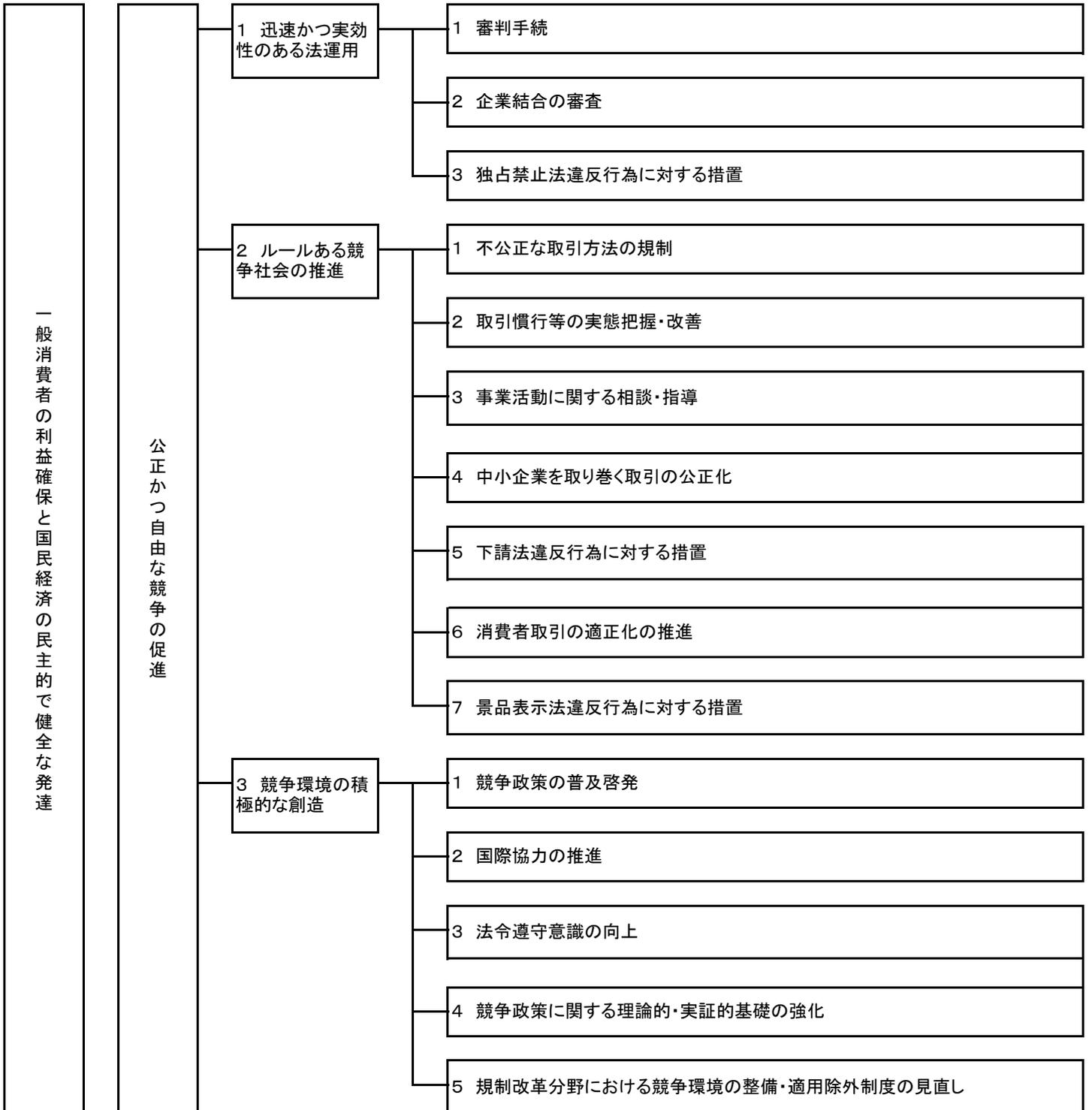
政策体系(公正取引委員会)

※ この政策体系は、平成21年度における評価に係るもの

基本目標

政策

施策



(注) 政策ごとの予算との対応については、公正取引委員会ホームページ(<http://www.jftc.go.jp/info/seisakuyosan21.pdf>)参照

